

## 「川西町燃料券」の利用について

今般、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けて、特に需要が高まる冬期間の負担が大きくなっていることが予想されます。

本町では、負担の軽減を図るため、町内の取扱店で利用できる「川西町燃料券」を各世帯に交付することとしましたので、期限内（令和7年3月31日まで）にご利用ください。

交付の対象世帯、燃料券が利用できる取扱店などは、下記によりご確認ください。

### 記

#### 1 交付対象世帯

基準日（令和6年12月13日）において住民登録をしている町民の世帯のうち、「物価高騰対応臨時給付金」の支給対象世帯（住民税非課税世帯）及び施設入所世帯を除く世帯

#### 2 交付内容

交付対象1世帯あたり7千円分の川西町燃料券を交付

#### 3 取扱店

取扱店名		住所	電話番号	ガソリン	灯油	ガス
(株)ジェイエイ サービスおきたま	小松給油所	上小松 1735-1	4 2-3 0 0 2	○	○	×
	吉島給油所	吉 田 5924	4 4-2 9 2 1	×	○	×
(有)金子石油店		上小松 3153	4 2-2 0 2 1	○	○	※○
(有)ヤマショウ井上商店		中小松 2266-5	4 2-2 0 1 5	○	○	○
(株)ひらた		小 松 1775-2	4 2-3 3 9 7	×	○	×
(有)丸太鈴木商店		上小松 1594	4 2-2 8 0 6	○	○	※○
(株)飯田自動車		吉 田 5799	4 4-2 8 4 7	○	○	×
井上商店		堀 金 1159-1	4 2-2 5 5 6	○	○	※○
(株)殖産工務所 上小松給油センター		上小松 3144	4 6-2 3 4 0	○	○	×
(有)亥子屋商店		中小松 2862	4 2-2 5 2 6	×	○	×

○：利用可 ×：利用不可

※○：店舗状況により利用できない場合がありますので、事前に利用の可否を取扱店にお問い合わせください。

#### 4 利用方法

取扱店が提供するガソリン、灯油、ガス購入の際に利用できます。

- ・購入前に、本券を利用する旨を取扱店に伝えてください。
- ・本券利用の可否をご確認ください。
- ・利用する分をミシン目で切り離し、取扱店に渡してください。

【利用期間】交付された日から令和7年3月31日（月）まで

#### 5 問合せ先

取扱店各店又は川西町福祉介護課福祉グループ（電話42-6635）